

市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金

綾部市内での事業活動に充てることを目的とした寄附金で、下記の団体に対する寄附金が対象となります。

令和7年12月31日現在

	法人又は団体名	住 所	期 間	その他
1	公益社団法人 京都保健会	京都市中京区西ノ京塚本町 11 番地	平成 25 年 3 月 8 日以降に支出した寄附金	